【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第４項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	西村あさひ法律事務所 弁護士 井垣 太介
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂１－12－32 アーク森ビル
【報告義務発生日】	－
【提出日】	平成25年6月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	－
【提出形態】	－
【変更報告書提出事由】	－

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ディー・ディー・エス
証券コード	3782
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	サイバー・タッチ・テック カンパニー リミテッド （CYBERTOUCH-TECH Company LIMITED）
住所又は本店所在地	香港 ニューテリトリー ツェンワン 353番 8 ヤン ユーケーロード ニーナタワー タワー２ 26階 2601－２室 （Suites 2601-2, 26/F, Tower 2,Nina Tower, 8 Yeung UK Road, TWTL 353, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂１－12－32 アーク森ビル 西村あさひ法律事務所 弁護士 井垣 太介
電話番号	03-5562-9858（直通）

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年1月15日 （平成25年１月22日に提出し、同月23日に訂正報告書を提出いたしました変更報告書No.３を以下のとおり訂正いたします。）

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	65,102
借入金額計（X）（千円）	189,525
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W＋X＋Y）	254,627

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
ワールド ワイド タッチ テクノロジー ホールディングス リミテッド （World Wide Touch Technology (Holdings) Ltd.）	純粋持株会社	チーフ エグゼクティブ オフィサー ケルビン ウォン （Chief Executive Officer Kelvin Wong）	香港 ニューテリトリー ツェンワン 353番 8 ヤン ユーケーロード ニーナタワー タワー２ 26階 （26/F,Tower2,Nina Tower,8 Yeung UK Road, TWTL 353,Tsuen Wan, New Territories Hong Kong）	２	189,525

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	-
借入金額計（X）（千円）	254,627
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W＋X＋Y）	254,627

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
ワールド ワイド タッチ テクノロジー ホールディングス リミテッド（World Wide Touch Technology (Holdings) Ltd.）	純粋持株会社	チーフ エグゼクティブ オフィサー ケルビン ウォン（Chief Executive Officer Kelvin Wong）	香港 ニューテリトリー ツェンワン 353番 8 ヤン ユーケーロード ニーナタワー タワー2 26階（26/F,Tower2,Nina Tower,8 Yeung UK Road, TWTL 353,Tsuen Wan, New Territories Hong Kong）	2	254,627